

官製ワーキングプアをつくらせないために

公契約条例の制定を

企画総務委員会で
川崎市などを視察

江南市議会・企画総務委員会は10月17日から3日間、武蔵野市（地域協働の推進について）、川崎市（公契約条例について）、藤沢市（公共施設マネジメント白書について）の3市を行政視察。かけのまち子議員が参加しました。

政令市で初、賃金ルール確立へ全国に大きな影響

川崎市では昨年の12月議会で、全国2番目となる公契約条例（市契約条例の一部改正）が全会一致で可決され、今年4月から施行されています。市の事業を受注した企業に対し、労働者への一定額以上の賃金の支払いを、入札・契約の条件として定め求めるものです。政令市では初。自治体規模の大きさと画期的な内容から、全国の運動に大きな影響を与えるのではないかと期待されます。

公契約条例は8月末現在、川崎市のほかに、すでに制定した千葉県野田市、制定検討中が札幌市・相模原市（ともに政令市）、多摩市となっています。



指定管理者、ひとり親方も条例の対象に

この条例が対象にするのは（H22年度一般会計件数）

- ① 予定価格6億円以上の工事請負契約（14件）
- ② 予定価格1,000万円以上の業務委託契約のうち、警備、清掃、施設維持管理、データ入力などの業種（160件）
- ③ 指定管理者が管理する公の施設200施設です。

（なお、指定出資法人やPFI事業者が締結する契約は努力義務）

対象労働者は①では、従事するすべての下請労働者と一人親方も含まれます。賃金の下限額は、①では「公共工事設計労務単価」を②③では生活保護基準を、それぞれ勘案し、審議会（学識経験者1人・労働者側代表2人・事業者側代表2人）の意見を聞き市長が定めることとなっています。

川崎市では市発注の公共工事などで低価格入札が増加し、下請業者・労働者へのしわ寄せが心配されていました。事業者にも、市の事業に携わる責任を自覚させ、労働者が生活できる賃金を確保させることで、労働環境悪化に歯止めをかけ、公共事業の品質を確保することが目的です。

条例の実効性確保が課題

事業者にも条例を守らせる仕組みが盛り込まれました。事業者

は市に対象労働者の賃金台帳を提出、労働者へは条例対象であることを周知。条例どおりに賃金が支払われない労働者は告発する権利があり、市の立ち入り調査、是正勧告、契約違反への罰則規定も入っています。

江南市でも低価格入札が

川崎市の条例案に対するパブリックコメントには838件もの意見が寄せられ、反対意見はほとんど無かったとのこと。関係者・市民による長年の運動の賜物です。

しかしこれは、本来国が定めるべきものであり、「全国の自治体が野田市・川崎市に続きどしどし制定し、国を動かすまでになってほしい」と川崎市担当者。

江南市でも、防災行政無線設置工事が予定価格の約67%という安値で落札されたり、指定管理施設の職員賃金が心配な事態も起きており、以前から東よしき議員などが公契約条例の必要性を質してきました。

また、今ある制度の範囲内でもできることがあるはず。実態把握とともに、江南市での取り組みが必要となっています。

武蔵野市(地域協働の推進について視察)

NPOだけで85団体あり、市民活動の歴史が長く活発。NPO支援の補助金交付のほか、NPO側から提案する市との協働事業や、NPOネットワークが中間支援組織として市民活動を支援する事業なども行われていました。

藤沢市(公共施設マネジメント白書について視察)

老朽化し建て替えが必要となった多数の公共施設、厳しい財政事情。施設の有効性を検証し、再整備、改修、維持管理計画を市民目線で検討するため、公共施設を通じた行政サービスの現状を様々な角度から分析した白書を、全国で初めて作成。



暮らし・食料・農業・地域経済を守るために

TPPへの暴走を許さない国民的な共同を